

都市再開発の方針の概要

A. 経緯

- S 4 4 都市再開発法制定
(基本構想・計画策定を求める)
- S 5 5 都市再開発法改正
(整・開・保の中で方針を定めるよう義務化)
- H 1 立川都市計画都市再開発の方針
- H 1 2 都市計画法改正
(整・開・保からの独立)
- H 2 3 地方分権一括法 (第 2 次)
(義務化の廃止)
- H 2 7 多摩部 1 4 都市計画の都市再開発の方針変更
- R 3 多摩部 1 7 都市計画の都市再開発の方針変更 (予定)

この間 8 回の追加変更

B. 構成

共通事項
17 都市の

I 基本的事項

→基本的事項として策定の目的を示す。

II 策定の考え方

→「1号市街地」「2号地区」「2項地区」「誘導地区」これらの区域や地区を選定するルールや計画に定めるべき項目、内容等の項目を定める。

III 都市計画区域に定める事項

→各都市計画が選定した「1号市街地」「2号地区」「2項地区」「誘導地区」の計画を策定の考え方に則し方針を定める。

個別事項
17 都市の

I 基本的事項

1. 策定の目的

「未来の東京」戦略ビジョン

都市づくりのグランドデザイン

都市計画区域マスタープラン



実行性のあるものにするため、
再開発の適正な誘導と計画的
な推進を図る

2. 策定の効果

策定の効果

再開発の積極的な動因

個々の事業について十分な効果発揮

民間建築活動を再開発へと誘導

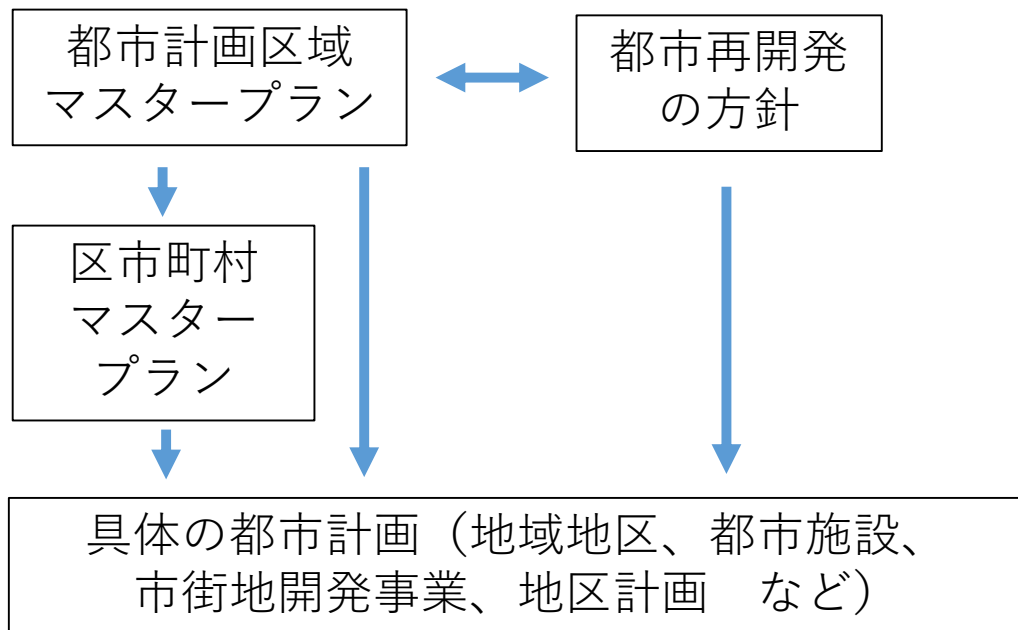
早期の住民合意形成

再開発促進地区においては
次の措置が講じられる

3.位置付け

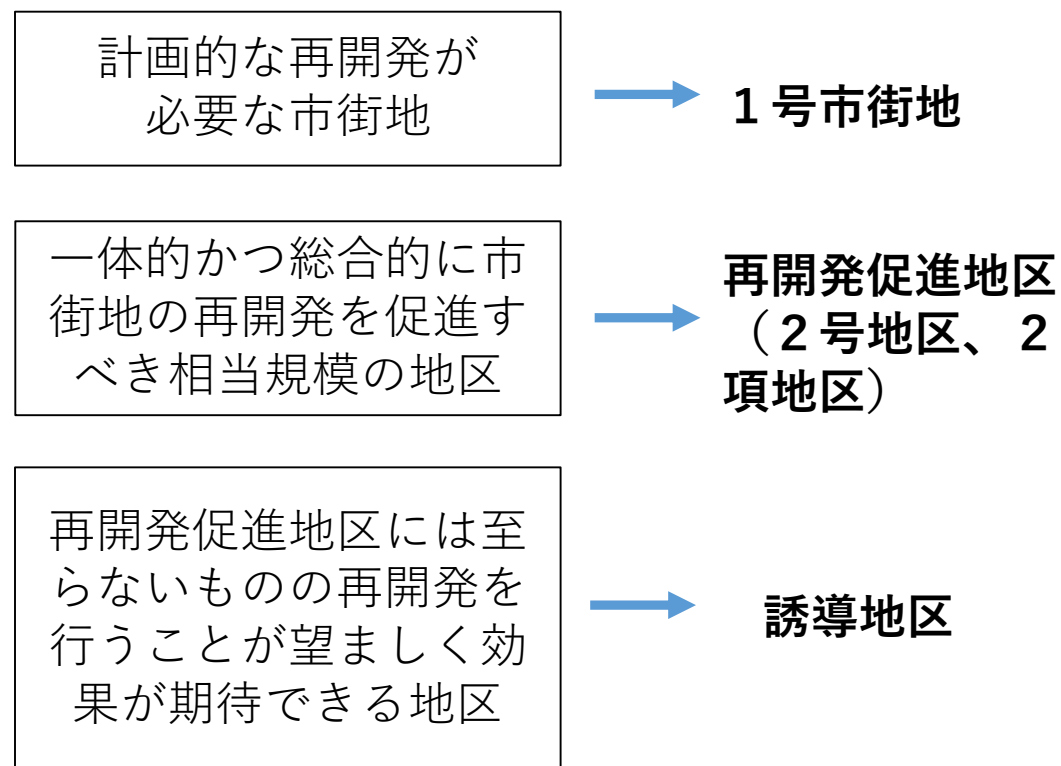
都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に基づく。

都市計画法第7条の2により都市計画に定めることができる。

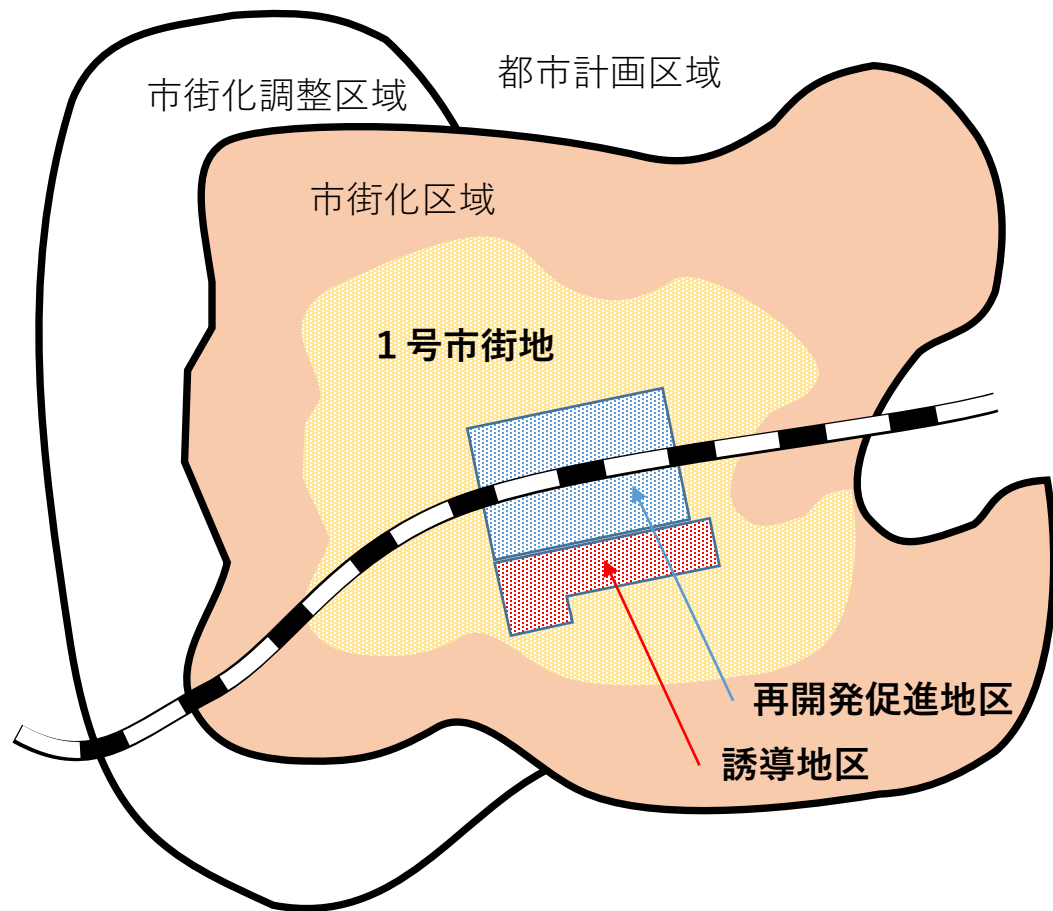


II 策定の考え方

(1)地区の選定



(2)イメージ図



III 都市再開発の方針に定める事項

※本編参照